秋の全国交通安全運動

9月30日㈫は「交通事故死ゼロを目指す日」

【運動期間】令和7年9月21日㈰～9月30日㈫

チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャピョン」

回覧									

自転車事故にあわないために

自転車も反則金導入！！！

反則金は
＼3千円～1万2千円／

道路交通法の改正により、令和8年4月1日に自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されます。

また、令和6年11月から**携帯電話等のながら運転**と**酒気帯び運転**の罰則が適用されています。

事故のおそれがある危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は左側通行！！

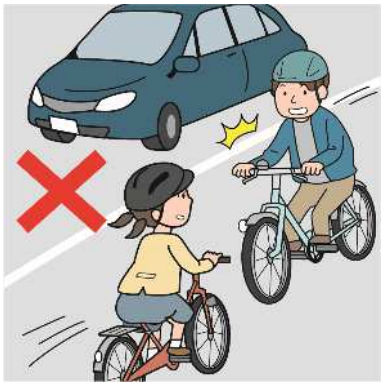

車道を走るときは左側端に寄って通行しなければいけません。
自転車レーン（水色）も車両とおなじく左側通行になります。
※自転車道（赤茶色）は道路標示に従う。

車道の左側に「路側帯」があるときは、その路側帯を通行することができます。
ただし著しく歩行者の通行の妨げになる場合や歩行者用路側帯（2本線）は通行することができません。
※通行できる路側帯は道路左側に設置された路側帯のみです。
また、路側帯内では歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければいけません。

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車両のなかま。
車道の左側を走りましょう。

例 外

・「普通自転車歩道通行可」を示す標識があるとき
・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転しているとき
・道路状況や交通状況によって普通自転車の通行の安全確保のためやむを得ないとき

2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

交通ルールの基本です。
安全は自分の目で確認しましょう。

「止まれ」の標識や路面標示がある場合、自転車も必ず一時停止して 左右の安全確認をしましょう。

標示がない交差点でも飛び出さずに車や歩行者が来ていないかを確認しましょう。

信号のある交差点では、対面する信号に従って通行しましょう。

3 夜間はライトを点灯

早めにライトをつけましょう。

反射材やライトをつけることで自動車やほかの通行人から見つけてもらいやすくなります。

4 飲酒運転は禁止

「飲んだら乗るな」は
自転車も同じ。

飲酒運転はもちろん酒気帯び運転も禁止です。

5 ヘルメット着用

安全のためにヘルメットを！

交通事故死亡者の約6割が頭部の致命傷で亡くなっています。
ヘルメットを着用しましょう。

ご活用ください！

小学校区別自転車関連事故マップ

市内で自転車に関連する事故が実際にどこで起こっているのかを知ってもらうために「自転車関連事故マップ」を作成しています。

事故は身近に起こっています。

お住まいの地域の事故状況を把握して、安全運転に努めましょう。

尼崎市　自転車関連事故マップ　検索

自転車ルールブック

一般向け・小学生（3年生）向け・乳幼児保護者向け・高齢者向けの4つの自転車交通安全ルールブックを作成しました。

印刷して家庭での交通安全教育などにご活用ください。

尼崎市　自転車ルールブック　検索

尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」

尼崎市では、自転車についてのさまざまなコンテンツを集めた尼崎市自転車総合ポータルサイト「**尼っ子リンリン**」を開設しています。

○×で楽しく自転車のルールが学べる「自転車ルール・チャレンジテスト」もあります！ぜひチャレンジしてみてください。

ここから
アクセス！

交通安全教室実施中！

小中学校での自転車教室はもちろん、**老人クラブや子育てサークル、会社などの団体からのお申し込みも随時受け付けしています。**

もう一度自転車のルールについて学んでみませんか？

実際に自転車に乗って交通ルールを学ぶ実技をはじめ
交通ルール・マナーテストや警察官の講話、
DVD視聴などさまざまなメニューを用意しています。
お気軽に生活安全課へお問い合わせください！

秋の全国交通安全運動

運動重点

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

〇横断歩道の通行、信号順守等基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性、
　歩行者自身の安全を守るための交通行動をしよう！
〇反射材用品の効果や使用方法を知って日常生活に取り入れよう。

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

〇車の運転をしながらスマホをするのは危険です！
〇飲酒運転や妨害運転等の悪質・危険な運転は事故につながるのでやめよう！
〇夕暮れ時は早めのライト点灯と夜間のハイビームをうまく活用しよう！

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

〇交通反則通告制度(青切符)が令和８年４月１日施行となります。
　この制度は自転車にも反則金を課し、１６歳以上が対象となります。
〇自転車安全利用五則を守ろう！
　①車道が原則、左側を通行
　　歩道は例外、歩行者を優先
　②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
　③夜間はライトを点灯
　④飲酒運転は禁止
　⑤ヘルメットを着用

ペダル付き電動バイクは
自転車ではありません。
バイクです！！